

# 奈良時代における考課文書の一考察 -唐代文書との比較を中心に-

メタデータ	言語: 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2023-09-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 陳,泓錚 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/0002000111">http://hdl.handle.net/10291/0002000111</a>

## 奈良時代における考課文書の一考察

—唐代文書との比較を中心に—

### An Examination of Personnel Evaluation Documents in Nara Period: Focusing on Comparison of Documents in Tang Dynasty and Japan

博士前期課程 史学専攻 二〇一二年入学

陳 泓 錚

CHEN Hongzheng

#### 【論文要旨】

日本古代の律令制における官人の考課は主に文書で行われ、そうした考課文書は考文と考状の二種類がある。先行研究によって考文の内容は既に明らかにされているが、考状にはいまだ不明瞭な点が存在している。そこで、本稿は日本と中国唐代の考課文書を比較し、文書様式や文書の伝達手続を中心に考察した。

日本の考課文書は考課結果が記された考文と考中行事が記された考状

の両種類の上申文書があり、前者が大宝令当初から存在し、後者が和銅年間に新設されたものである。両者とも唐代の考簿または考解に由来するものである。なお、唐代の考状という文書は日本の考中行事と同じ機能を有していたとも考えられる。

また、日本と唐代の考課文書の間の一つ大きな相違点が存在し、それは文書に書かれた官人に対する主観的な評価文言の有無であり、その差異は日唐官人制の論理の差異や律令受容過程における令文と実態との矛盾に理由が求められる。こうした理由で「考状」という文書が短期間に姿を消したと見られる。

【キーワード】官人制、考課制度、考状、文書様式、考中行事

#### はじめに

日本古代の官人制は令制以前より中国・朝鮮半島の影響を受け、次第に整備されつつあった<sup>1)</sup>。大宝元年(七〇二)に大宝律令が頒布され、さらに天平宝字元年(七五七)に養老律令が施行され、こうした律令の編纂・施行によって律令官人制が成立した。律令官人制の重要な部分として、「考課」と呼ばれる官人の勤務評定が挙げられる。養老令に「考課令」(大宝令では「考仕令」という編目にその手続が規定された。こうした考課の手続は主に文書によって行われ、文書の様式と使用原則は養老令の「公式令」に規定された。

考課を含む律令官人制の諸問題に関し、野村忠夫氏の一連の研究によ

る成果が重要で、現在ではほぼ通説となっている。同氏は奈良時代の考課について、考課は一年（八月～来年の七月）の上日（出勤日数）に満たすことを前提条件とし、官人の職位によって内長上・内分番・外長上の等級に区分された。それぞれ評価基準が設けられたが、実態では考課の等級が長上は「中上」と、番上は「上」と固定されるようにならかなり機械的であり、長く実施されたがほとんど意味を持たないと指摘した<sup>(2)</sup>。

野村説に対し、寺崎保広氏は平城宮式部省跡から出土した考課関係の本簡や式部省と推定される遺構に対して考察を加え、奈良時代前期においては長上官の「中中」等級や番上官の「中」「下」等級が記された本簡が多く存在することを指摘した。さらに令制当初の考課は規定通りに厳しく施行されたが、奈良時代後期になると次第に形骸化し、考課等級の固定化・「考状」の姿を消すことに反映される考問の形式化・礎石建物によって構成される曹司の儀式空間の成立三者がその表現であり、こうした変質の過程は唐代との類似性が見出せると論じた<sup>(3)</sup>。

野村説と寺崎説を検討するにあたって、「考状」という奈良時代前期に存在していた文書が重要になる。これまで「考状」について、保坂佳男氏は考文に記された善最・評価を勘校するための文書が考状であると指摘した<sup>(4)</sup>。大隅清陽氏は日唐の君臣関係を検討する際に、正倉院文書に見える上日や考中行事の記録が考状の内容であると指摘した<sup>(5)</sup>。また田原光泰氏は考状が大宝令制定当初から存在する文書ではなく、和銅五年（七一二）に新たに成立した唐令に由来する日本独自の文書であり、奈良時代後期以降にその系譜が「考帳」に引かれたと指摘し

た<sup>(6)</sup>。しかしながら、史料上の制限により、これまでの考状に対する検討はほぼ法制史料や国史の記録を利用してその内容や機能を推測することであり、文書の性質や具体的な作成手続についての考察は不足している。

そこで本稿は寺崎氏や田原氏が提示した日本と中国の考課制度の類似性に注目し、近年中国学者史睿氏が検討してきた唐代考状と思われるトルファン出土文書「唐開元五年（七一七）考課牒草」<sup>(7)</sup>というこれまで注目されなかった史料を利用することで、日唐比較の観点から日本の「考状」という文書の性質を再確認していきたい。

これまでの律令考課制度研究では日本と唐代との関係がよく指摘されたが、多くの研究が律令に反映される理念的な部分という政治史的な考察であり、具体的な考課手続を扱う制度的な研究は少ない。本稿はこれまであまり触れられなかった「考状」という考課文書の作成手続を検討することで、日唐考課制度の異同を比較し、奈良時代における官人制の独自性をより明確にしたいと考える。

## 一、日本の考課文書

はじめに述べたように、律令考課制度において、考課文書が重要な役割を担っている。本章は主に法制史料などにみえる考課文書の規定を確認する。まずは律令条文を検討し、考課文書の種類に関する規定を確認する。養老考課令では主に考課令1内外官条と考課令63応考之官条より二つの考課文書が確認できる。

【史料一】養老考課令1内外官条

凡内外文武官初位以上、毎年当司長官、考其属官。応考者、皆具録二年功過行能、並集対読。議其優劣、定九等第。八月三十日以前校定。京官畿内、十月一日、考文申送太政官。外国、十一月一日、附朝集使申送。考後功過、並入来年。〔若本司考訖以後、省未校以前、犯罪断訖、准状合解及貶降者、仍即附校、有功応進者、亦准此。〕無長官次官考。

【史料二】養老考課令63応考之官条

凡応考之官、犯罪案成者、考日即附考状。若他司人、有功過者。録牒本司附考。其在京断罪之司、所断之罪、九月卅日以前、並録送省。

【史料一】は内外文武官考文の作成手続と提出期限に関する規定で、【史料二】は本司官人の犯罪や他司での功過の処理などに関する規定である。両史料より、功過行能が記入される「考文」と犯罪が記入される「考状」両者が養老令段階に存在していることが窺える。ただし、『令集解』に引かれる古記（大宝令の注釈書）から復元される大宝考仕令応考之官条及び戸令国守巡行条には「考状」の部分が確認できず、大宝令制において「考状」という文書の存否は確認できなかった。

【史料三】大宝令の復元

A 考仕令応考之官条

凡<sup>○</sup>応<sup>○</sup>考<sup>○</sup>之<sup>○</sup>官<sup>○</sup>、犯<sup>△</sup>罪<sup>△</sup>案<sup>△</sup>成<sup>△</sup>者<sup>△</sup>、<sup>毎</sup>年<sup>○</sup>考<sup>○</sup>日<sup>○</sup>即<sup>○</sup>附<sup>△</sup>考<sup>△</sup>状<sup>△</sup>。若<sup>○</sup>他<sup>○</sup>司<sup>○</sup>人<sup>○</sup>、有<sup>○</sup>功<sup>○</sup>過<sup>○</sup>者<sup>○</sup>。録<sup>△</sup>牒<sup>△</sup>本<sup>△</sup>司<sup>△</sup>附<sup>△</sup>考<sup>△</sup>。其<sup>△</sup>在<sup>△</sup>京<sup>△</sup>断<sup>△</sup>罪<sup>△</sup>之<sup>△</sup>司<sup>△</sup>、所<sup>△</sup>断<sup>△</sup>之<sup>△</sup>罪<sup>△</sup>。九<sup>○</sup>月<sup>○</sup>卅<sup>○</sup>日<sup>○</sup>以<sup>○</sup>前<sup>○</sup>。並<sup>○</sup>録<sup>○</sup>送<sup>○</sup>省<sup>○</sup>。

B 戸令国守巡行条

凡<sup>○</sup>国<sup>○</sup>守<sup>○</sup>、毎<sup>○</sup>年<sup>○</sup>一<sup>○</sup>巡<sup>○</sup>行<sup>○</sup>属<sup>○</sup>郡<sup>○</sup>、(中略)其<sup>○</sup>政<sup>○</sup>績<sup>○</sup>不<sup>○</sup>、及<sup>○</sup>違<sup>○</sup>迹<sup>○</sup>善<sup>○</sup>惡<sup>○</sup>、皆<sup>○</sup>録<sup>○</sup>入<sup>○</sup>考<sup>○</sup>状<sup>○</sup>、以<sup>○</sup>為<sup>○</sup>褒<sup>○</sup>貶<sup>○</sup>。即<sup>○</sup>事<sup>○</sup>有<sup>○</sup>侵<sup>○</sup>害<sup>○</sup>、不<sup>○</sup>可<sup>○</sup>待<sup>○</sup>至<sup>○</sup>考<sup>○</sup>者<sup>○</sup>、随<sup>○</sup>事<sup>○</sup>糾<sup>○</sup>推<sup>○</sup>。

【史料三】は大宝考仕令応考之官条及び戸令国守巡行条の復元であり、「○」を付ける文字は『令集解』に間接的に引用され、復元がほぼ確実なものであり、「△」を付ける文字は明法家の注釈に言及され、または存在の可能性が高いものであり、□内の文字は大宝令にあり、養老令で削除された文字である。戸令国守巡行条は復元できる文字が少なく、確認できないが、考仕令応考之官条は「毎年考日附考、若他司人、有功過者。録牒本司」と復元でき、「状」という文字のみが復元できなかったため、その存在が確かに疑われる。

また、慶雲・和銅年間（七〇四〜七一五）陰陽寮の考文とされる「官人考試帳」（二四52）に「過從駕人数誤記漏失」と復元できる文言が見え、復元大宝考仕令応考之官条の「毎年考日附考」との規定にも合致し、この場合は「毎年考課の日に考文に附けよ」と解釈できる。同様な過失の記載が養老令施行以降の『政事要略』天曆五年（九五）太政官符<sup>(10)</sup>には見えない。当該文言以外の部分はすべて「官人考試帳」と

同じ様式であり、この太政官符も考文だと考えられ、養老考課令応考之官条の「考日即附<sub>二</sub>考状<sub>一</sub>」という規定に従えば、過失の記載は考文から考状に移らせた可能性が高い。このように、大宝～天平宝字の間に、考課文書は考文のみから考文・考状二種類へとの変化が発生したと推測できる。

こうした考状の成立について、田原氏は『続日本紀』和銅五年詔「凡国司、毎年実録官人等功過行能并景迹」、皆附<sub>二</sub>考状<sub>一</sub>申<sub>三</sub>送<sub>三</sub>式部省<sub>一</sub>」<sup>(12)</sup>との記載に注目し、長屋王の式部卿在任中の行政改革の一環として、和銅五年に考状が新たに創設されたと認識している<sup>(13)</sup>。また、考状の送付について、当初は式部省に送るべき考状は、和銅六年に「太政官処分、凡諸司功過者、皆申送<sub>二</sub>弁官<sub>一</sub>、乃官下<sub>三</sub>式部<sub>一</sub>」<sup>(14)</sup>とあるように、送付対象が式部省から弁官に変更されたと保坂氏が指摘した<sup>(14)</sup>。

以上は考課文書の種類規定を確認してきたが、保坂氏が指摘した考状の申送を含め、考課文書の申送手続の規定についても詳しく検討する必要がある。まずは文書の実例について、前掲「官人考試帳」及び「造東大寺司解申長上成選事」(二五114)が「考文」と「選文」の実例だと思われる、実際に作成されていたことが窺える。また、その送付について、「出雲国計会帳」(一586)の解部に、天平五年十月二十一日弁官宛の公文に「考文三卷、考状一卷、選文一卷」とあり、考課文書は実際に諸国から朝集使によって太政官に持参されることが確認できる<sup>(15)</sup>。また、平城宮式部省跡付近の溝状遺構SD11640より「多樹嶋(考六卷、状六卷)／三番」(『平城宮木簡六』九九八六号)と書かれた木簡が出土し、考文・考状が式部省まで送付され、そこで審査されることが分かる。以上により、考

課文書は実際に作成・送付・審査され、考課手続において機能していた。では、実態における考課文書の送付は令規定通りに行われていたのだろうか。

古文書にみえる考課・選叙文書について、考文・考状・選文はセットで送付され、前述「出雲国計会帳」によれば、下級官司から上級官司への上行文書である解式を取り、各官司から太政官に属する弁官に送付されていた。また、「勝宝元年十月一日造東大寺司解」(二五68)【史料五】によれば<sup>(16)</sup>、選文の書き止め文言は「謹解」であるから<sup>(17)</sup>、太政官に上申する解文であると判断できる。さらに、平城宮中央区朝堂院南方の溝状遺構SD375より出土した「天平宝字四年」と「考状(帳カ)」など文字が書かれた文書軸(『平城宮木簡七』一一九四八号)を参照し、考状がまとめて太政官まで提出されていたことが確認できる。なお、『政事要略』に見える天曆五年太政官符は符式であるが、これは太政官から式部省に送付する考文であるため、太政官のみの特例と考えられ、文書・木簡などの実例を考え、一般的な考文・考状は太政官宛の解文であることに疑いがない。

【史料五】「勝宝元年十月一日造東大寺司解」(二五68、一部)

1 小心謹卓執当幹了

2 右、一年史生考

〔並〕

3 前件二人、六考日一千七百九十三、六考分番中上、

〔番上〕

4 謹件状足選之状、具条如前、謹解

5 天平勝宝元年「十月一日」

次いで、「養老令」及びその後の「弘仁式」「延喜式」を検討する。考課文書の送付は主に以下の手続で行われる。この送付手続を見れば分かるが、前述の文書・木簡に反映される手続は「養老令」「弘仁／延喜式」の規定とほぼ一致し、奈良時代における文書送付は律令規定の通りに行われ、こうした手続は弘仁・延喜式の時代に至っても大きな変化はなかったことが窺える。

① 八月末以前、本司长官が考を定める<sup>(18)</sup>。

② 九月中、本司で考課文書を作成<sup>(19)</sup>。

③ 十月一～三日（外官は十一月一日）、長上官考文は太政官に、番上官は直接省に送付<sup>(20)</sup>。

④ 十月中、京官の考を校定し、官司単位で考問の後、考人を引唱<sup>(21)</sup>。

⑤ 十一月中、外官の考を校定し、朝集使を考問<sup>(22)</sup>。

⑥ 十二月中、省で考目録・考別記を作成<sup>(23)</sup>。

⑦ 正月三日、省は考目録を太政官に提出<sup>(24)</sup>。

③にみえるように、主に下級官人から構成した分番官の考選文について、『延喜式』【史料六】では十月二日（外国十一月一日）に直接式部省に提出すると規定した。しかし、天平勝宝元年（七四九）の選文【史料五】に異筆で「番上」と注記されて分番官の選文だと認められるが、書き止めの「謹解」に注記がないため、十月一日に番上考選文は太政官に送付されることは当時に問題がなかったと考えられる。つまり奈良時代

中期まではのちの弘仁・延喜式の規定とは異なり、分番官の考選文も太政官に送付されたが、このような手続は天平勝宝以降に改変されて『延喜式』の規定となったと考えられる。こうした手続の変遷は寺崎氏が指摘した考課制度の衰頹<sup>(25)</sup>による考課文書内容の変遷から影響を受けたと推測している。伝達手続と文書の関係を検討するため、考文・考状の内容を具体的に分析すべきだが、考状の実例と思われる文書が現時点では一例も発見されておらず、日本史料だけではこれ以上の議論はできない。

【史料六】『延喜式』式部省式下31諸司畿内番上考選文進省条

文官及畿内国司勘造番上考選文、十月二日（外国十一月一日）集<sub>レ</sub>省。

本章は考課文書が主に考課結果が記された考文と景迹善悪が記された考状の二種類があり、考文は大宝令制当初から存在し、考状は和銅五年に新たに創設され、両者とも諸司から太政官まで送付される解文であることを確認した。その上、送付手続は令制当初から延喜式制まで大きく変わらなかったが、文書内容の変遷に連動して細則が改変される可能性がある」と論じた。史料の制限により、不明瞭な点も多数存在しているが、次いででは日本令の母法である唐令の考課規定を考察し、残存史料が比較的多い唐代と比較することにより、日本考課制度における不明瞭な点を解明したいと考える。

## 二、唐代の考課文書

本章の課題は、唐代の考課制度の検討を通じ、考課の手続や文書の処

理などを明らかにし、日本の考状に相当する文書の存否及びその様式・機能を説明することである<sup>(26)</sup>。『唐令拾遺』に復旧された考課令条文の多くは開元令であり、大宝令の藍本である永徽令が少ない。永徽年間(六五〇～六五五)～開元年間(七二二～七四一)に尚書吏部をめぐり、度々の制度改革が行われ、唐の官人制を検討する際に注意を払うべきである<sup>(27)</sup>が、本稿で扱う考課文書に関しては大きな変遷がなく、開元令文を使ってその考察が行える。素材となるのは『唐令拾遺』復旧考課令第1・2条【史料七・八】である。

【史料七】『唐令拾遺』考課令復旧第1条(開元七・同二五年令)

諸内外文武官九品已上、毎<sub>レ</sub>年当司長官、考<sub>レ</sub>其属官。応<sub>レ</sub>考者、皆具録<sub>二</sub>一年功過行能<sub>一</sub>、対<sub>レ</sub>衆誦、議<sub>レ</sub>其優劣<sub>一</sub>、定<sub>二</sub>九等考第<sub>一</sub>。京官九月三十日已前校定、外官去<sub>レ</sub>京一千五百里内、八月三十日已前校定、三千里内、七月三十日已前校定、五千里内、五月三十日已前校定、七千里内、三月三十日已前校定、万里内、正月三十日已前校定。本州定訖、京官十月一日送<sub>レ</sub>簿、外官朝集使送<sub>レ</sub>簿、限<sub>二</sub>十月二十五日已前<sub>一</sub>到<sub>レ</sub>京。考後功過並入<sub>二</sub>来年<sub>一</sub>。〈若本司考訖以後、尚書省未<sub>レ</sub>校以前、犯罪断訖、准<sub>レ</sub>状合解及貶降<sub>二</sub>者<sub>一</sub>、仍即附校、有<sub>レ</sub>功応<sub>レ</sub>進者、亦准<sub>レ</sub>此。〉無<sub>二</sub>長官<sub>一</sub>、次官考。県令已<sub>レ</sub>下及関鎮戍官・岳澆令、並州考、津非<sub>レ</sub>隸<sub>レ</sub>監者、亦州考。

【史料八】『唐令拾遺』考課令復旧第2条(開元二五年令)

諸官人景迹功過、応<sub>レ</sub>附<sub>レ</sub>考者、皆須<sub>二</sub>実録<sub>一</sub>、其前任有<sub>レ</sub>犯<sub>二</sub>私罪<sub>一</sub>、

断在<sub>二</sub>今任者<sub>一</sub>、同<sub>二</sub>見任法<sub>一</sub>。即改<sub>レ</sub>任、応<sub>レ</sub>計<sub>二</sub>前任日<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>考者、功過並附、其状不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>過<sub>二</sub>兩紙<sub>一</sub>。州県長官、須<sub>レ</sub>言<sub>二</sub>戸口田地<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>過<sub>二</sub>三紙<sub>一</sub>、注<sub>二</sub>考正之最<sub>一</sub>。

復旧唐令より、唐の考課文書の送付手続が分かる。まずは京官が九月三十日以前(外官は正月三十日～八月三十日以前)に本司長官が考を定める。次いでに京官は十月一日に簿を尚書省に送り、外官は十月二十五日以前に朝集使によって尚書省まで送付する。復旧第1条に「簿」という文書が見える。『冊府元龜』銓選部考課及び『五代会要』卷十五考功に「准<sub>二</sub>考課令<sub>一</sub>、諸毎年考簿集日、考司校勘、色別為<sub>レ</sub>簿、具言<sub>二</sub>功過<sub>一</sub>」とあり、『唐令拾遺』ではこれを考課令復旧第41条(開元七・同二五年令)としている。本条唐令に見える「考簿」が復旧第1条の「簿」であり、『唐会要』卷八二考下咸通十四年(八七三)条に「以<sub>二</sub>旧例<sub>一</sub>考簿上中下字朱書」とあるように、考第が「考簿」に書かれ、復旧第1条の「定<sub>二</sub>九等考第<sub>一</sub>」に当たる。また、「考簿」の別称は「考解」と考える。『唐会要』卷八二考下大中六年(八五二)七月条に「又近日諸州府所<sub>レ</sub>申考解(中略)、又諸道所<sub>レ</sub>申考解、從<sub>レ</sub>前十月二十五日到<sub>二</sub>都省<sub>一</sub>」とあるように、「考解」が地方州府や諸道から十月二十五日以前に尚書省に送付されることが分かり、復旧第1条の考簿規定に合致している。

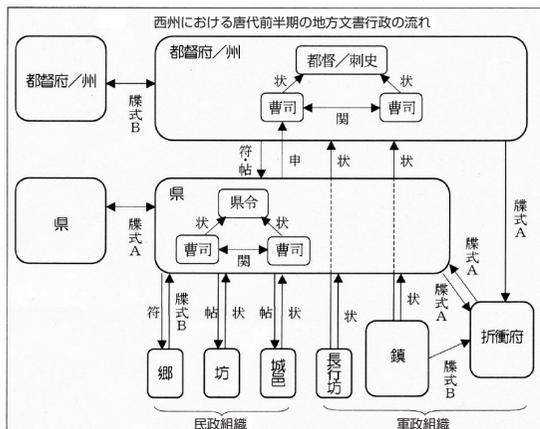
それに対し、復旧第2条には「状」が見え、「景迹功過」の記入及び二紙・三紙という制限が規定された。この「状」という文書は前掲『唐会要』大中六年七月条に「凡官人申<sub>二</sub>考状<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>過<sub>二</sub>三紙・三紙<sub>一</sub>」とあるように、「考状」と呼ばれていた。また、「考状」は本司が直接に作っ

て尚書省に送付されるのではなく、所在官司で勤務内容を録し、本司を経て尚書省に送付されると思われる。同じく前掲『唐会要』大中年七月条に「又近年以来、刺史皆自録課績<sub>二</sub>申<sub>レ</sub>省<sub>一</sub>。（中略）自今已後、其巡内刺史、請<sub>下</sub>並委<sub>二</sub>本道觀察使<sub>一</sub>定<sub>中</sub>其考第<sub>上</sub>。然後録申<sub>二</sub>本州<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>得<sub>下</sub>自録<sub>二</sub>課績<sub>一</sub>申<sub>レ</sub>省<sub>一</sub>とあり、当時の実態としては本司长官である刺史が自分の勤務内容を録して直接尚書省に送ったが、以降は刺史を管轄する觀察使に送り、觀察使の審査を経て再度州府に戻ってから尚書省に送付するという手続になった。つまり唐令の方針としては「考状」が「官人↓本司↓尚書省」という三段階構成であり、「考解」の「本司↓尚書省」という二段階構成とは異なる。

以上のように、唐考課令に規定された考課文書を考察した。「考状」「考解」二種類があると考えられるが、様式は名前通りに状式・解式だと判断するのは早計である。『唐六典』における公文書様式に<sup>(28)</sup> 解式は存在せず、『唐令拾遺』に解式の存在が指摘されたが、公式令解式は復旧されなかった。また『唐六典』状式は近臣が皇帝に提出する場合に用いられる文書様式であり、官司間における考課文書の提出に使う様式とは考え難い。しかし、敦煌・トルファン出土文書より、『唐六典』における公文書体系が不完全なものであることが分かる。フランス国立図書館蔵 Pelchin.2819号文書「開元公式令残卷<sup>(29)</sup>」に「凡<sub>レ</sub>応<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>解向<sub>レ</sub>上<sub>二</sub>者、上官向<sub>レ</sub>下<sub>一</sub>皆為<sub>レ</sub>符」とあり、解式の存在を示唆している。

こうした『唐六典』に存在しない文書についての先行研究が多くあり、主に出土文書の様式とその機能の議論に集中しているが、特に前述の考課文書と関わる解式・状式・牒式について、異なっている論点が少なく

ない。解式に関して、赤木崇敏氏が西州の政務運営において、公式令規定の解式・移式・刺式の機能が牒式・状式によって代行され、上申文書として申式も存在していたと論じ、【図1】のように西州における文書伝達体系をまとめた<sup>(30)</sup>。それに対し、劉安志氏は赤木氏が申式とされる文書様式こそが解式であり、「県（及び折衝府）↓州↓尚書省」の場合に解式が用いられ、その特徴としては「為申某事」「今以状申」「謹以状申」「以状録申」「具状録申」など「申」字を含む文言を持つこと、及び長官・通判官など官人の署名が文書の中にあることが挙げられると指摘した<sup>(31)</sup>。また、呉麗娣氏は解式・申式が宋代の申状式との関連を指摘し、「申」字があるとはいえ、必ずしも解式文書であるとは限らないと論じた<sup>(32)</sup>。



【図1】西州における文書の流れ【赤木 2008、95 頁】

先行研究を踏まえ、唐考課令に規定された「考簿」「考解」「考状」など考課文書の様式は実際の文書行政に上申文書の場合に使用される申式（または解式）・状式・牒式に比定することは可能であり、具体的な考課文書の実例を考察しながら詳しく議論していきたい。唐開元年間の考課文書と想定される文書として、トルファンのアスターナ古墓群三四一号墓から出土した「唐開元五年考課牒草」が挙げられ、唐長孺編『吐魯番出土文書』に釈文が掲載される<sup>33)</sup>。史睿氏は他の出土文書を利用し、改めて釈読し、以下の通りである。

【史料九】「唐開元五年考課牒草」（史睿復元案）

（前闕）

1 並游奔、斥候、探羅、界内無□

2 処、鞍馬□□無損、部（剖？）判府務

3 無稽、兵士無冤、官馬十馱肥碩。

4 一、去年考〔後〕以来、不請私假、

亦無犯負。

5 牒件通開元五年考「□」

6 開元五年三月十一日

（後闕）

本文書の内容について、史氏が1行目と2行目を『唐令拾遺』考課令復旧32・33条の「牧官之最」と「鎮防之最」の内容に比定し、また3行目は軍事関係の内容であるなどと指摘した。同氏は本文書が衛官の考状

だと推測し、本文書の内容及び『令集解』諸説により、考状の内容を以下のように復元した。

第一紙

官位 姓名

右前件官人考日若干

第二紙

一、功過行能

……

牒件状如前、謹牒

某年某月某日

問題となるのは第一紙の「考日若干」の部分である。史氏の復元根拠は『令集解』「假令、考文云、官位姓名、不考日若干」という内容である<sup>34)</sup>。同氏は「不考日」を「考日」に変更し、唐の考課文書として復元した。しかし、「考日」という用語は前掲【史料二】の「考日即附考状」や『続日本紀』和銅五年詔にみえる「考日勘問」のように、「考課が行われた日」という意味で使用される例も存在する。史氏が言った「考日若干」は実際に前述「官人考試帳」（二四52）にみえる「日三百九」や『政事要略』天曆五年官符にみえる「上日九十九」と同じであり、考課関係の木簡や古文書に「考日若干」の形で上日数を記載する例はない。このため、「考日」という用語で勤務日数を表現するのは不適切である。そもそも国史大系本に従って本条集解の文を「不考日若干」と読むのは妥当なのだろうか。ここで注意すべきなのは、本条古記の前提は「其有<sub>レ</sub>功過灼然<sub>レ</sub>、理合<sub>レ</sub>黜陟<sub>レ</sub>者、雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>満<sub>レ</sub>日、別記送<sub>レ</sub>省」ということで

ある。当該官人は勤務日数が足りないため、本来考課の対象ではなかった。こうした考課の対象外になる例は前掲天曆五年官符に見え、「不考」／大納言正三位藤原朝臣顯忠、上日九十九」とあるように、「不考」が明記されていた。故に、勤務日数が不足した官人を対象とする本条古記における「仮令」の考文には、「不考」という項目のみ存在するはずである。このことを考慮し、本条古記は「仮令、考文云、官位姓名、不考、日若干」と読むべきである。改めて唐代の考課事例を検討し、開元年間に張九齡に出された唐玄宗の御注考詞を注目すべきである。『曲江集』に三通の考詞があり、様式からは考課終了後に官人に発給された「考牒」の可能性がある<sup>(35)</sup>。それぞれに「在中書省日」「在尚書省日」とあり、この「在某司日」という文言が唐代考状の形式に近いと考え、復元案の「右前件官人考日若干」を「右前件官人在某司日」と修正したい。

次いで、本文書の位置付けについて考察していきたい。本文書の5・6行目は赤木案の状式【史料十】に類似し、考課関係の上申文書と考え、特に問題ない。史氏はこれを某県→西州の文書としたが、赤木氏によれば、同州管下の五原から州府に送付する文書はすべて申式を用い、状式または牒式を用いない<sup>(36)</sup>。

【史料十】唐申式、状式（赤木崇敏案）

①申式

1 発出主体 事書（為申某事）

2 案件の人・物

3 右（本文）者、謹依録申／今以状申

4 県令 県丞

5 宛先（西州都督府某曹司）件状如前、謹録依申請請裁、謹上

6 年月日 尉 上

7 録事

8 佐 史

9 史

②状式

1 発出主体 状上 宛先

2 事書

3 右（本文）謹録状上／謹状／請処分／謹牒

4 牒件状如前、謹牒

5 年月日 発信者 牒

本文書の性質を考える上、以下の考課内容と関わる用語が重要であり、それぞれ考察する。

1 「游弈」…兵士の中から選出された地理環境に詳しい者で、付近の巡察に務める。『通典』卷一五二兵典五に「游弈、于軍中選驍果、諳山川、泉井者充（中略）、日夕邏候于亭障之外、捉生問事」とある。また、『資治通鑑』唐紀二五景龍二年（七〇八）三月条に「以左玉鈴衛將軍論弓仁為朔方軍前鋒游弈使」とあり、胡三省注に「領游兵以巡弈者也」とあるように、游弈を率いるのが游弈使である。また、天山軍管下の鸚鵡鎮關係文書<sup>(37)</sup>に「游弈所」という語も見え、これは游弈が所屬する下級軍事組織と思われる。

2 「探羅」…文献上に見えず。中国人民大学博物館蔵GXW0191号文書「唐傑謝鎮上守捉狀為巡探事<sup>(38)</sup>」に「奉帖令至境界已來巡探、羅截□(得)知動靜、迴日速報者、謹依、至削計寧(?)已來、探候羅截、亦無動靜」とあり、境界を偵察・探索するとの帖令を受けて「削計寧(地名カ)まで偵察し、異常はなかったとの意味である。中に「巡探、羅截」や「探候羅截」など文言が見え、「探羅」がその略語で、偵察・探索など任務を表すと推測している。『通典』卷一五七兵典十に「諸軍營隊伍、每夜分更、令三人巡探。(中略)当軍折衝・果毅、並押鋪宿、尽更巡探」とあるように、折衝・果毅が夜に巡探の任務を有する。

3 「十駄」…十駄馬を指し、文献上に見えず。『唐六典』卷五尚書兵部郎中条に「凡差衛士征戍(中略)火六人、有六駄馬」とあるように、六駄馬の制度がある。黄樓氏は十駄馬が府兵より十人ごとに官府に提供した伝送用の馬であり、その管理は折衝府の任務であると論じ、さらに天聖令附唐厩牧令23条「諸府官馬及伝送馬驢、毎年皆刺史・折衝・果毅等檢簡」における伝送馬驢を十駄馬と比定し、その管理責任が刺史・折衝・果毅にあると指摘した<sup>(39)</sup>。

三つの用語を考慮し、本文書の発出主体が折衝都尉(長官)または果毅都尉(通判官)であると判断できる。「游弈」について、『資治通鑑』に左玉鈐衛將軍が游弈使に任じられる事例が見える。Pelchin, 2005「沙州都督府図経<sup>(40)</sup>」に「遊擊將軍、守右玉鈐衛西州蒲昌府折衝都尉、撰本衛中郎將、充于闐録守使、敦煌郡開國公張懷福」とあるように、蒲昌府折衝都尉が右玉鈐衛中郎將を撰判していたことが判明し、折衝都尉は

衛官を兼官し游弈使に任じられることも想定できる。また、2・3は本来折衝・果毅との関係が深く、全体から見ると、本文書は折衝府から西州の功曹に提出される折衝都尉または果毅都尉の考状であると考えられる。ただし、この文書は尚書省まで送る「考解」とは別文書である。「考解」の特徴として州刺史が書かれた評価文言である「考詞」が存在することが挙げられ、またその形式は【史料十】の申式に類似するはずである。本文書は前述唐令の「官人↓本司」段階の考状に比定でき、州府で考を定めて考第・考詞を注記し、「考解」と改めて尚書省に送られると推測する。

本章は唐令の条文を検討し、「考状」「考簿」「考解」という考課文書の送付手続を考察し、唐代折衝府の考状である「唐開元五年考課牒草」の内容や文書伝達における位置を明らかにした。このような唐代文書の事例を利用して次章は同じ機能を持つ日本文書の存否を確認し、日本考状の実態を考察していきたい。

### 三、日唐の考状

第一章では日本の考課文書である「考文」「考状」の送付手続について検討してきたが、内容について、考文は【史料十一】のような実例があるため「考第、能(持つ技術)、上日、善(人格的評価)、最(職務上の評価)」など主な構成部分が判明できる。しかし、考状の内容については「功過行能」または「景迹善惡」など曖昧な表現だけ判明でき、先行研究にも正倉院文書における「考中行事」を基に作成されると指摘しただけで、具体的な内容はまだ断言できないままである。

【史料十二】「官人考試帳」(二四五、一部)

1 陰陽師

2 中上

3 正七位下行陰陽師高金藏(年五十八、右京)

4 能(太一、通甲、天文、六壬式、竿術、相地)日三百九

5 恪勤匪懈善 占卜効驗多者最

【史料十二】『令集解』考課令2官人景迹条「朝集使(如之)」部分古記

一云、仮有、国史生三人。各写<sub>三</sub>紙三百張、并有<sub>二</sub>別当所、一人

写<sub>三</sub>二百紙、并遣<sub>二</sub>使他所。式部省考問日、写<sub>三</sub>二百紙者劣、三百

紙写此優、何合<sub>三</sub>同階<sub>二</sub>也。即朝集使挟<sub>レ</sub>私答云、国考定日、雖<sub>レ</sub>思<sub>三</sub>

不当、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>述懷<sub>一</sub>、今被<sub>レ</sub>問、諾<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>同等。

考状の内容をさらに明らかにするには、考課の最終段階である式部省考問の様子が大いに参考になる。第一章で述べたように、十一月中に考文・考状が太政官經由で式部省に送付され、省でこれを校定して朝集使を考問する。【史料十二】は『令集解』古記で議論した式部省における朝集使考問の事例である。この事例は国史生の考課について、式部省官人が朝集使に対し、「二百紙を写した人が劣等、三百紙を写した人、これは優等、なぜ両者が同階なのか」という質問である。この写紙の数は【史料十二】に見えず、このような行事の数が考状の内容であると判断できる。では、このような情報ほどの文書で伝達するのだろうか。

正倉院文書に考課情報(上日、行事)が記された文書が多数ある。「上

日」の報告文書について、かつて山田英雄氏は一か月ごとの上日を記したものと一か年または数か月の上日をまとめたものに分けられ、両者の機能が異なると指摘した<sup>(4)</sup>。山田氏によれば、一か月ごとの上日は管轄官司へ送付し、数か月のものはその官人の本司へ送付し、上日の審査と行事の記入が本司の任務であり、この指摘が正しいと考える。山田氏の方法に従い、記入期間を手掛かりに、さらに正倉院文書における考課文書は以下のように分類できる。

①某官人の出向期間の上日行事報告：移式・牒式・解式

②月ごとに提出される上日報告：解式

③月ごとに提出される行事報告：解式

④一年間の上日を月別に記された上日帳

⑤一年間の考中行事の報告：解式

⑥考文、選文など正式考選文書：解式

これらの文書は期間により、不特定期間の文書①、一か月間の文書②③、一年間の文書④⑤に分けられる。種類により、上日行事両方の①⑥、上日のみ②④、行事のみの③⑤に分けられる。文書様式について、①は多様な様式があり、④は恐らく作成官司の保存用で、ほかはすべて解式である。以下はそれぞれの文書の機能について考察する。

①は官人が勤務している官司より在籍している官司への文書だと考えられる。【表一】に見える「皇后宮職移」「造東大寺司移」「写経所牒」などがこれに当たり、特徴としては上日と行事両方が記され、また記録期間が不特定であることが挙げられる。廣瀬真理子氏はこのような文書が官人本人自ら所在官司に申請し、その申請を受けて本人に交付する場

合が存在し、正倉院文書に見える「経師常世馬人状」(十四175)や「仁部史生糸益人啓」(十四209)がその申請文書の実例であると指摘した<sup>(42)</sup>。「経師常世馬人状」について、野村忠夫氏はこれが「考中行事」の送付申請としたが<sup>(43)</sup>、廣瀬氏は「考中行事」が特に一年間行事の合計とし、この文書は単に「行事」の送付であるとしたが、後述のように、廣瀬氏の意見に従いたい。またこの文書に「右弁官考選司」という語が見え、他に見えず。山田英雄氏はこれが「写書所食口帳」(十一227)にみえる「政所考文所」と同様に、考課文書の作成を担当する所であると指摘した<sup>(44)</sup>。

②③は月ごとに直属する官司に提出される文書だと推測できる。②は伝達関係が明確であり、内容も一か月中の行事で分かりやすい。③について、矢越葉子氏はこれが告朔との関係が深く、天平〜天平勝宝まで「告朔」は③の「行事」と同義語的に用いられたが、天平勝宝年間を境に、官司全体の作業量をまとめて報告する形態へと変化したと指摘した<sup>(45)</sup>。ただし、矢越氏がこのような変化を寺崎氏が指摘した考課制度の変質に理由を求めたが、後述する⑤のような考課の判定材料としての官人ごとの考中行事が天平宝字四年に至っても上級官司まで送付され、告朔はむしろ考課の判定との関係が薄いと考える。この書式の変化は矢越氏自身も言及した政務運営の整備にともなう現象と理解すべきだと考えられる。

【史料十二】は⑤の一例で、「造東大寺司解案」と命名されたが、実は写経所から造東大寺司政所に提出された文書である。諸氏の意見により<sup>(46)</sup>、この文書は年間の考中行事をまとめ、「造石山院所進上公文事」

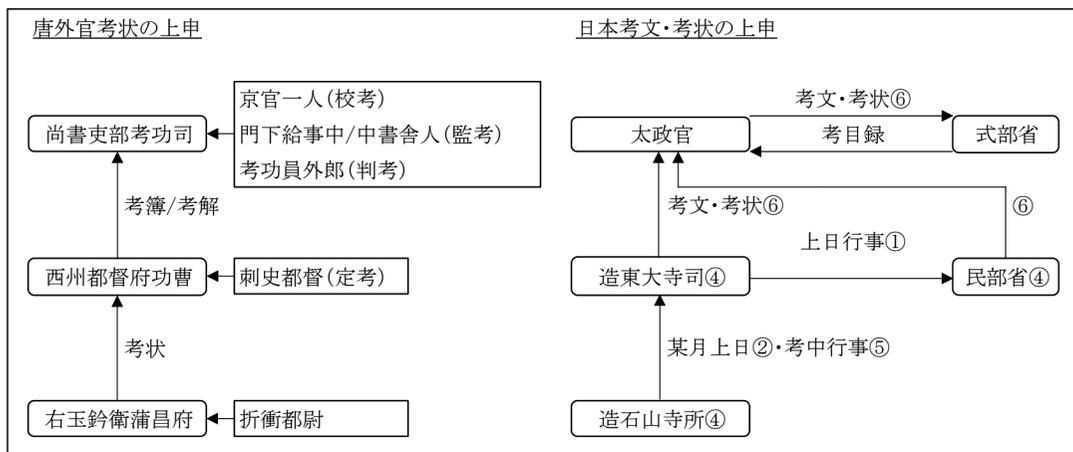
(十五232)にみえるように、年度末に(考課の場合は七月末)考文・考状作成材料として「当月上日帳」「預考並考銭帳」「成選所申帳」とともに上級官司に送付されると考えられる。ところで、廣瀬眞理子氏は前述①類文書を受領してから「(考を勘ガヘル)ための資料が作成された」と述べ、考課手続において①類文書が必要不可欠であるが、①類文書と⑤類文書との関係が不明であると認識している。正倉院文書に見える文書を検討すると、①類文書が他司に送付されたのち、その考課情報に基づき、他司で④と⑤類文書を作成すると推測できよう。このように、各種類の考課文書の伝達は【図2】にまとめられ。これにより、唐代文書の送付と対比できる。

【史料十三】「造東大寺司解案」(二五270、一部)

- 1 従八位下小治田宿祿年足
- 2 令奉写雜經二千五百六十卷
- 3 令裝潢紙二万三千四百七十二張
- 4 催令作経師所板屋三字  
(四行省略)

- 9 以前、起去年八月一日、尽今年七月三十「」人等考中行事如前、以解
- 10 天平宝字四年七月卅日
- 11 主典安都宿祿

以上のような考察を経、官司内における考課手続が明確になった。具体的に、各官司が官人の勤務内容を集計して考中行事と上日として上級



【図2】 日唐考課文書の送付手続

官司へ提出し、上級官司がその内容で考文・考状を作成して太政官へ送付するという過程が考えられる。考文は集計された内容を「考第、善最」としてまとめ、「本司→太政官」という形で送付される。考状は考文と異なり、官人の実際の勤務内容を重視し、それを作成するには「官人→本司→太政官」という三段階の手続を経なければならない。【史料十三】に見える考中行事の提出はちょうど「官人→本司」の段階に該当し、前章で検討した「唐開元五年考課牒草」と同じ機能を果たしている。日唐の考課文書の送付について、【図2】にみえるように、手続上は同じだと言えよう。日本の考文・考状は様式や機能から見れば、唐の考解に由来し、またその内容も唐代文書と類似し、同じく考課期限内の勤務内容についての記録と考える。

ただし、両者の間に大きな区別も存在する。唐代考状における勤務内容は「游弈、斥候、探羅」のような勤務種類の列挙や「鞍馬□□無損、剖判府務無稽、兵士無冤」のような概括的・主観的な評価から構成され、また『唐会要』大中六年七月奏に「刺史具令、至於賦税畢集・判断不滞・戸口無逃散・田畝守常額・差科均平・廟宇修飾・館驛如法・道路開通、如レ此之類、皆是尋常職分、不レ合レ計課。自今後、但云所勾当常行公事、並無敗闕、即得下准職分無レ失」とあるように、当時の実態及び考課制度の改革方針としても、前掲唐代考状と同じく概括的・主観的な評価を重視し、むしろ一々行事を列挙することをできるだけ避けると言えよう。また、唐代考課のもう一つ重要な点としては考詞（長官の評価）・使状（観察使などの評価）を重視することである。『唐会要』卷七五選部下神功元年（六九七）閏十月条に「流

外及視品出身者）其考詞有「清幹・景行・吏用・文理」者（中略）聽量擬「左右金吾長史及寺監丞」とあるように、本来流外・視品出身者は金吾長史と寺監丞に任じられないが、考詞に高い評価があれば任官できる。また『大唐新語』における事例から、尚書省校考の際に良くない考第を得た人は刺史の考詞によって、本来重視されなかった最終年度の考第が特別に上げられたことも窺える<sup>(47)</sup>。このように、唐代考課の最も大きな特徴は考課担当者の主観性を強調することにある。

それに対し、日本の考課にはこのような特徴が見えない。前述の小治田年足の事例に「令奉写雜經二千五百六十卷、令裝潢紙二万三千四百七十二張、催令作經師所板屋三字」とあるように、前掲唐代考状の折衝都尉と同じく官司内の一部業務の責任者という地位に置かれたが、「奉写雜經無稽」や「令作板屋無失」のような評価がなく、単純に行事を数えただけである。式部省校考の過程においても【史料十二】のように、写紙の数を中心に考問を行い、当該官人に対する長官の評価についての考問が全く見えない。また、式部省校考と考中行事提出の間に位置する本司长官定考においても当該官人を評価するという過程が見えない。『延喜式』太政官式<sup>(48)</sup>考定条に「弁大夫読申曰、仕奉へ礼留」政若干条、増減去年若干条」とあり、「仕奉へ礼留」政若干条は前述の事例と同じく行事を数える形である。また『令集解』考課令1内外官条跡記に「主典読申時、長官取筆定上中下等」とあり、同2官人景迹条蹟記に「主典読申上日行事」、登時長官、取筆准量功過<sup>(49)</sup>、注<sup>(50)</sup>考等第一」とあり、長官が記したのが考第のみであり、唐のような考詞の書写は言及されない。つまり、日本の考課の全過程において、主観

的な評価は記されることが窺える。行事を数えるという客観的な評価しか記さないことこそが日本考課の特質と考えられる。

このような日唐考課の間の差異について、大隅清陽氏は『文献通考』における盧承慶校考の事例を引用し、日唐の君臣関係の差異に理由を求められると指摘した<sup>(48)</sup>。大隅氏によれば、唐の考課基準は人格主義的なものであるに対し、日本の考課は「仕奉」に対する見返りとしての性格があり、「仕奉」の度合いを一律に計量化する基準として上日や考中行事が重視されたためである。考課制度全体に対してこのように官人制の論理から理解するのは非常に有益な指摘であるが、考課文書に関しては日本の唐令受容の観点から考察するのがより正確ではなからうか。具体的に文書の処理手続について、【図2】のように日唐の伝達過程が同じであるが、例えば文案の処理<sup>(49)</sup>、案卷の決裁<sup>(50)</sup>など点では唐制と大きく異なる。

文書処理において、自筆で書かれる「判辞」（判の文言）が日本に存在せず、唐考解に「判辞」に相当する「考詞」が当然日本の考文・考状にもない。その結果は前述のように、客観的な行事数のみが記入され、定考と校考の段階では人格主義的に官人を評価する素材がなかった。しかし、このような実態は唐考課令の評価基準である善最をそのまま継受した日本考課令との間に矛盾が生じた。なぜかという点、考課令に規定された四善の中に「徳義有聞」「清慎顕著」「公平可称<sup>(51)</sup>」「三善が極めて人格主義的な基準であり、唐公式令を選択的に継受した日本の文書行政ではこの三つを反映できない。日本の考課結果が「中上」に固定される理由もここに求められる。つまり前述三善が得られず、「恪勤匪懈」

善と自職の最を得て「中上」となるのは事実上の最上級考第となり、またこの二つとも行事の数との関係が薄い<sup>(52)</sup>。このように考状で記入される考中行事も次第に存在意義が失われ、結局その姿を消し、解任を中心とする「考帳」に代わった。

## おわりに

以上三章にわたり、日唐の考課文書について考察を加えた。もう一度まとめると、日本の考課文書は養老令の規定より、「考第・善最」など考課の結果が記される「考文」とその審査材料としての考中行事が記載される「考状」二種類の上申文書が存在し、両者とも官人の本司から太政官に提出される。『延喜式』の規定では長上が太政官へ、番上が直接省へとという職種による区分は存在するが、木簡や文書から少なくとも奈良時代中頃までは長上番上問わずに太政官に送付する。

それに対し、日本考課令の母法である唐令にも諸州から尚書省に送付される「考簿／考解」と官人の「景迹功過」が書かれる「考状」が存在し、その書式がそれぞれ『唐六典』の記載と異なる「解式」「状式」に類似している。また、唐代の考状として「唐開元五年考課牒草」が挙げられ、これは西州管内の折衝府から西州都督府の功曹に提出される折衝都尉または果毅都尉の考課文書である。

以上のように日本と唐代の考課文書の種類や内容を検討してから正倉院文書に見える考課関係文書を考察し、文書の考課過程における機能を明確にした。中に上級官司に送付される考中行事が前述唐考状と同じ機能を有したが、両者には官人に対する主観的な評価の有無という相違点

が見られる。こうした相違点が日唐考課制度の差異を反映し、その理由としては官人制の論理と文書行政の区別が挙げられる。

本稿では前述のように、唐代から継受した律令考課体制の衰頹について、文書体系の相違という内部要因を検討してきた。今後は主に政治情勢の変化が考課制度に与える影響という外部要因に注目し、日唐考課制度の比較を行っていく方針である。すでに諸氏より指摘されたように、天平勝宝以降、紫微中台をはじめとする令外官がしばしば設置・廃止されて律令官制に影響を与えることや、太政官における政務運営の手續が再編されることなど現象が挙げられる<sup>(53)</sup>。それに対し、唐代においては尚書省の職権が衰退し、中書門下体制へと移行する傾向があり、日本と類似する傾向が見える<sup>(54)</sup>。中央と地方の観点からも考課と深く関わる朝集使制の衰頹は唐代に同じ現象が窺える。こうした日唐政治史の比較という視点から考課制度の研究にまだ多くの課題が残され、別稿に譲りたい。

## 註

- (1) 日本の官人制と中国・朝鮮半島との関係を論じた先行研究は多くあり、代表的なものとして時野谷滋「日唐令における官位と俸禄」(『律令封禄制度史の研究』、吉川弘文館、一九七七年、初出一九五三年)。宮崎市定「日本の官位令と唐の官品令」(『三韓時代の位階制について』、『宮崎市定全集』二二、岩波書店、一九九二年、初出一九五九年)。井上光貞「冠位十二階とその史的意義」(『井上光貞著作集』一、岩波書店、一九八五年、初出一九六三年)、曾我部静雄「中国の品階制度と我が位階制度」(『律令制を中心とした日中間係史の研究』、吉川弘文館、一九六八年)が挙げられる。
- (2) 野村忠夫氏の官人制に関する著書として『古代官僚の世界―その構造と

- 勤務評定・昇進」(塙書房、一九六九年)、『律令官人制の研究(増訂版)』(吉川弘文館、一九七〇年)、『官人制論』(雄山閣出版、一九七五年)などがある。
- (3) 寺崎保広「考課・選叙と木簡」(『古代日本の都城と木簡』吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九八六年)、「考課木簡の再検討」(同書、初出一九八九年)、「式部曹司庁の成立」(同書、初出二〇〇〇年)。
- (4) 保坂佳男「考課関係文書の申送について」(『史聚』二四、一九八九年)。
- (5) 大隅清陽「律令官人制と君臣関係―王権の論理・官人の論理」(『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九八六年)。
- (6) 田原光泰「考状の成立」(『続日本紀研究』三三七、二〇〇二年)、「考帳」について(『学習院史学』五二、二〇一四年)。
- (7) 史睿「唐代外官考課的法律程序」(『文津学誌』二〇〇三年第一期)、以下史氏の論考はすべてこれによる。
- (8) 大宝令の復元作業は明治大学大学院「令集解」ゼミナールの形式に則っている。本稿で使用されなかったが、直接引用で確実に存在する「◎」記号と、文中に使用されなかったが、内容から大宝令に存在すると推定できる「▲」記号もある。復元する際に「唐日両令対照一覽」(池田温編「唐令拾遺補」附唐日両令対照一覽)東京大学出版会、一九九七年)における復元(執筆者は坂上康俊氏)も参照。なお、本稿における復元は積極的な根拠がない(「▲」記号以下)文字を復元案としない方針を取っている。
- (9) 前掲注(3)二番目論文。古文書の出典について、特に明記しない場合はすべて『大日本古文书(編年文書)』であり、漢字は巻数、数字は頁数である。
- (11) 『政事要略』(新訂増補国史大系)巻25天曆五年十月一日太政官符。太政官の上日や考文の送付は『延喜式』(訳注日本史料、以下同)太政官式30上日条に「凡毎月晦日、太政官録参議以上上日、少納言来月一日進奏、又録参議以上及少納言上日送弃官、弃官惣修符、二日下知式部、自余考文・季禄・馬料亦同下知」と規定されている。
- (12) 『続日本紀』(新日本古典文学大系、以下同)和銅五年五月乙酉(十七)条。
- (13) 前掲注(6)一番目論文。
- (14) 『続日本紀』和銅六年十一月丙子(十六)条。前掲注(4)論文を参照。
- (15) 「出雲国計会帳」の解部復元案及び天平五年十月二十一日の公文送付については早川庄八「天平六年出雲国計会帳の研究」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』下、吉川弘文館、一九六二年)、平川南「出雲国計会帳・解部の復元」(『国立歴史民俗博物館研究報告』三、一九八四年)を参照。
- (16) 本文書は前掲「造東大寺司解申長上成選事」と同じ形式であるため、選文と考えられるが、接続できるかは不明である。
- (17) 養老令公式令11解式条を参照(日本思想大系「律令」、以下同)。
- (18) 養老考課令1内外官条、『延喜式』太政官式123考定条。
- (19) 養老考課令1内外官条。
- (20) 『延喜式』太政官式125諸司考文条、126諸国考文条、『延喜式』式部式下30長上考文条、31番上考文条、32諸家考文条。
- (21) 『延喜式』式部式下33考問条。
- (22) 同前条。
- (23) 同前条。
- (24) 『延喜式』式部式下19考選条。
- (25) 前掲注(3)二番目論文。
- (26) 唐代考課制度の先行研究について、根本誠「唐代の勤務評定と人事管理」(『早稲田大学文学研究科紀要』十一、一九六七年)、黄清連「唐代文官考課制度」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』五五、一九八四年)などを参照。
- (27) 松浦典弘「唐代の文官人事:史部による選授権限の変遷を中心に」(『史林』八〇―二、一九九七年)。
- (28) 『唐六典』(中華書局本、以下同)卷二三師三公尚書都省左右司郎中条。『唐六典』の唐令年代について、開元七年説と開元二十五年説があるが、本稿は中村裕一「大唐六典の唐令研究―開元七年令」説の検討(『汲古書院』二〇一四年)を参照し、開元二十五年説に従う。なお、唐代公文書体系について、同氏著『唐代公文書研究』(汲古書院、一九九六年)、

- 及び小島浩之「唐代公文書体系試論・中国古文書学に関する覚書(下)」〔東アジア古文書学の構築：現状と課題〕東京大学経済学部資料室、二〇一八年〕を参照。
- (29) 釈文はTatsuro YAMAMOTO, On IKEDA, Makoto OKANO co-edit. *Tun-hung and Turfan Documents Concerning Social and Economic History. I. Legal Texts (A) Introduction & Texts, The Toyo Bunko, Tokyo, 1980, pp.29-31* を参照。
- (30) 赤木崇敏「唐代前半期の地方文書行政—トゥルフアン文書の検討を通じて」〔史学雑誌〕一一七—一二二(二〇〇八年)。「唐代官文書体系とその変遷—牒・帖・状を中心に—」(平田茂樹・遠藤隆俊編『外交史料から十四世紀を探る』汲古書院、二〇一三年)。
- (31) 劉安志著、速水大訳「唐代解文初探—敦煌吐魯番文書を中心に—」(土肥義和・氣賀澤保規編『敦煌、吐魯番文書の世界とその時代』、東洋文庫、二〇一七年)。「唐代解文統探—以折冲府申州解為中心」〔西域研究〕二〇二二年第四期)。
- (32) 吳麗嫻「唐代信息研究的特色与展望—以信息伝通的介質、功能為重点」〔唐宋歴史評論〕四、二〇一八年)。
- (33) 武漢大学歴史系編『吐魯番出土文書(図文対照本)』第四冊(文物出版社、一九九六年)、65TAM348:30/1(b)、号文書、六一頁。
- (34) 『令集解』(新訂増補国史大系、以下同)考課令59内外初位条「其有功過灼然」部分古記。
- (35) 考牒は『唐会要』(上海古籍出版社、以下同)卷八二考下大中六年七月条に「又從前以来、応得考之人、並給考牒、以為憑拠」(中略)自今以後、校考敕下後、其得殊考及上考人、省司便挾人數一時与修写考牒、請准吏部告身及礼部春関牒。」とあるように、校考終了後に官人に発給され、吏部の告身や礼部の春関牒に類似した文書である。
- (36) 前掲注(30)論文。
- (37) 王炳華「阿拉溝古堡与唐鸚鵡鎮」〔西域考古文存〕蘭州大学出版社、二〇一〇年)に釈読した一号文書・五号文書を参照。
- (38) 釈文及び文書の性質は榮新江著、白玉冬訳「新發現の唐代コータン地域軍鎮関係官文書」〔内陸アジア言語の研究〕三三、二〇一八年、初出二〇一三年)四頁を参照。
- (39) 黄楼「唐代十馱馬制度新探」〔西域研究〕二〇二二年第四期。天聖令附唐令の令文は天一閣博物館、中国社会科学院歴史研究所『天一閣藏明鈔本天聖令校証(附唐令復原研究)』下、二〇〇六年を参照。
- (40) 釈文は鄭炳林「敦煌地理文書彙輯校注」(甘肅教育出版社、一九八九年)十五〜十六頁を参照。
- (41) 山田英雄「奈良時代における上日と禄」〔日本古代史攷〕岩波書店、一九八七年、初出一九六二年)。
- (42) 廣瀬眞理子「正倉院文書所収「常世馬人状」について—考選制の視点から」〔続日本紀研究〕三三六、二〇〇二年)。
- (43) 野村氏前掲注(2)論文。
- (44) 山田氏前掲注(41)論文。類似したものとして、長岡京跡出土木簡に「考所」〔長岡京木簡〕一一九十、〔木簡研究〕十四—二(2)(3)を参照)と書かれたものが見え、今泉隆雄氏がこれを太政官の考課事務を処理する所と推定している〔長岡京木簡〕一を参照)。今泉説に従えば、この「考所」は「弁官考選司」と同じである可能性がある。また山本輝雄氏が太政官以外の官司にも考課事務を処理する考所が存在すると推定している〔木簡研究〕十四を参照)。なお平城京右京二条三坊七坪より「考所」と書かれる墨書土器(平城京跡出土墨書土器資料I)七二二号)も出土し、太政官以外にも考所が存在する一証拠となり得る。
- (45) 矢越葉子「写経所と告朝解」〔日本古代の文書行政—正倉院文書の形成と復原〕八木書店、二〇二〇年、初出二〇一〇年)。
- (46) 前掲注(6)・(41)論文。なお、この文書を含む考中行事について山下有美「写経機構の内部構造と運営」〔正倉院文書と写経所の研究〕吉川弘文館、一九九九年)を参照。
- (47) 『大唐新語』(唐五代小説筆記大観、上海古籍出版社)卷十三萃賢「裴景升為尉氏尉、以無異効、不居最課。考滿、刺史皇甫亮曰、裴尉苦節若是、豈可使無上考」、選司何以甄録也。俗号考終為送路考」、省校無二成者。然敢竭愚思、仰申清德、當冀中也。為之詞曰、

考秩已終、言婦有日、千里無代歩之馬、三月乏聚糧之資。食唯半菽、室如懸磬、苦心清節、從此可知。不旌此人、無以激勸。時人咸稱亮之推賢。景升之考、省知左最。官至青刺。

(48)

前掲注(5)論文。ただし大隅氏が『文獻通考』卷三九選舉十二における「司刑太常伯盧承慶、嘗考内外官、有一人督運遭風失米。承慶考之曰、監運損糧、考中下。其人容色自若、無言而退。承慶重其雅量、改注曰、非力所及、考中中。其人既無喜色、亦無愧詞。又改曰、寵辱不驚、考上上」との記事を引用することに疑問点がある。同じ記事が『大唐新語』や『新唐書』にも見え、最後の部分は両者とも「寵辱不驚、考上上」と記載している。『文獻通考』の官名が龍朔二年(六六二)改易後の司刑太常伯(咸亨元年(六七〇)復旧)である点は評価できる。『大唐新語』の同部分は「盧承慶為吏部尚書、綵章初、校内外官考」とあり、吏部尚書である点と綵章(六六八〜六七〇)初と言いながら、吏部尚書を使用して司刑太常伯を使わない点に問題あり、また『新唐書』同部分に官名・年号が書かれなかった。しかしながら、『文獻通考』に被考官人の考第が「上上」であることは明らかに信用できない。「上上」という異常な考第は『旧唐書』卷二二列伝七二路嗣恭伝の「考績為天下最」及び『資治通鑑』唐紀三二天寶九載(七五〇)冬十月辛未余の安祿山「獻俘八千人」などの事例にしか見えず、『唐会要』卷八一考上に「建中初、嚴震為興鳳兩州団練使、理行為山南第一、特賜上下考」とあるように、山南西道第一である嚴震も特賜上下考であり、一般官人の校考に出ることは考え難い。『大唐新語』や『新唐書』の「中上」のほうで信用できるものと考ええる。

(49)

鐘江宏之「公式令における「案」の保管について」(池田温編『日中律令制の諸相』東方書店、二〇〇二年)は日本令の文案保管規定が日本の実情と異なる唐の実態を踏まえ、そうした公式令の規定に拘束されずに独自の方法で運営しているのが日本の文書行政であり、日本の実態に即していない部分が日本令に存在すると指摘した。

(50)

吉川真司「奈良時代の宣」(『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年、初出一九八八年)は唐のような案卷に判を書写するという三判制は日本

に導入されず、口頭で決裁し官司内部の責任区分が不明瞭であり、また分局制が導入されないため、平行文書としての「関」や「刺」がなく、次官が通判官としての機能が果たしないことを指摘した。鐘江・吉川氏の論を受け、矢越葉子「日本古代文書行政的特質」(前掲注(45)著書)はこのような唐制の選択的継受が当時の唐令における全体としての体系性への理解の不足によるもので、こうした選択的継受が原因で文書の処理方法や機能が独自の創出されたと論じた。

(51)

養老考課令3〜6善条。なお徳義、清慎、公平三善の集解はほぼ中国の故実の引用で、実務上における議論はなかった。

(52)

『令集解』考課令6恪勤善条穴記「恪勤、謂開門前上、閉門後下、即此善耳」とあり、当条の評価は行事数より勤務時間を重視することを示唆している。前掲『史料十二』にて「二百紙劣、三百紙優、何合同階」と議論されたが、文書や木簡などの実例からそのような差異は考第への影響がほぼない。『史料十二』はあくまで考課文書の記載内容を知る史料であり、式部省の考第審査についての議論は実際の処理とは違う点に注意すべきである。

(53)

瀧川政次郎「紫微中台考」(『法制史研究』四、一九五四年)、土田直鎮「奈良時代に於ける律令官制衰頽に関する一研究」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年)、吉川真司前掲(50)著書、同『律令体制史研究』(岩波書店、二〇二二年)などが挙げられる。

(54)

嚴耕望「論唐代尚書省之職權与地位」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』二四、一九五三年)、劉後濱「唐代中書門下体制研究」(齊魯書社、二〇〇四年)。

## 付記

本稿は令和四年一月十三日に提出した卒業論文の第三章第二節を中心に修正したものである。成稿後に「唐開元二年四月十一月西州都督府隸蒲昌府為李綰替王温玉游弈及索才赴州事」(陳国燦、劉永增編『日本寧樂美術館藏吐魯番文書』文物出版社、一九九七年、六〇〜六一頁)に触れ、

本稿で扱った「唐開元五年考課牒草」における「游弈」と関わるので、併せて参照されたい。

【表1】正倉院文書にみえる考課関係の上日報告文書

No	題名	宛先	分類	期間	日付	書止	出典	備考
1	皇后宮職移	図書寮	ABC	1	天平三年八月十日	故移	—442	二四11と同じ文書
2	皇后宮職移	図書寮	ABC	1	天平三年八月十日	ナシ	—443	1と同じ内容
3	皇后宮職移	中務省?	AC	3	天平三年八月十日	ナシ	—444	宛先が図書寮か
4	皇后宮職解 申書(生) 上日事	中務省?	ABC	1	天平三年八月十日	謹(以) 解	—444	
5	皇后宮職解 申書生上日事	中務省?	ABC	1	天平四年八月	以解	—449	
6	皇后宮職解 申書生上日事	中務省?	ABC	3	天平五年七月二十日	謹解	—474	「謹解」が誤記か
7	皇后宮職撰 書生上日事	不明	ABC	3	天平五年七月三十日	ナシ	—474	
8	皇后宮職移	図書寮	AC	1	天平五年八月十一日	ナシ	—476	
9	皇后宮職解 申上日事	大政官?	AC	3	天平五年八月十五日	謹解	—477	
10	皇后宮職移	監物	ABC	3	天平五年八月十六日	ナシ	—478	
11	皇后宮職移	右京職	AC	3	不明(天平五年八月?)	故移	—478	
12	皇后宮職移	民部省	AC	3	天平五年八月二十八日	故移	—479	
13	皇后宮職解 上日事	不明	AC	3	天平五年九月八日	ナシ	—480	
14	皇后宮職移	監物	AC	3	天平六年八月五日	故移	—585	
15	皇后宮職移	図書寮	AC	3	天平六年八月十日	故移	—585	最初二人上日、写紙のみ、数字なし
16	皇后宮職移	図書寮	AC	3	天平七年七月二十九日	故移	—628	
17	皇后宮職移	兵部省	AC	3	天平七年八月九日	故移	—629	
18	皇后宮職撰	大政官	AC	3	天平七年八月十一日	ナシ	—629	案文か
19	写経司解 申舎人上日事	皇后宮職?	A	2	天平十一年正月二十九日	ナシ	—155	天平十三年、写経所と改称
20	皇后宮職撰	式部省	AC	3	天平十一年八月十四日	故移	—181	
21	男女所解 申請舎人上日事	皇后宮職?	A	2	天平二十年八月二十四日	以解	—112	
22	皇后宮職撰	東大寺	A	3	天平二十年十月十八日	故撰	—124	
23	経師上日撰	—	ABC	1	天平勝安二年?	—	—280	
24	経師上日撰	—	B	1	天平勝安三年?	—	—426	
25	造東寺司移	式部省	AC	3	天平宝字二年八月十八日	以移	—288	
26	経師画工等上日案	—	B	1	天平宝字三年?	—	—297	
27	造東寺司移	右大舎人寮	A	3	天平宝字二年九月十日	故移	—312	
28	東寺写経所解 申九月上日事	造東大寺司?	A	2	天平宝字二年九月三十日	以解	—326	
29	東寺写経所解 申今月上日事	造東大寺司?	A	2	天平宝字二年十一月十八日	以解	—348	
30	作石山寺所解 申上日事	造東大寺司?	A	2	天平宝字六年正月三十日	以解	—34	前の文書の修正
31	造石山寺所解 申上日事	造東大寺司?	A	2	天平宝字六年正月二十八日	以解	—73	
32	造東大寺司告朔解	太政官	A	2	天平宝字六年三月一日	謹解	—125	
33	造東大寺司告朔解	太政官	A	2	天平宝字六年四月一日	謹解	—188	
34	造石山院所解 申(雑色人等) 上日事	造東大寺司?	A	2	天平宝字六年四月二十七日	以解	—206	
35	石山院奉写大般若所撰	暨子所	A	3	天平宝字六年五月十四日	以撰	—231	

36	石山院奉写大般若所撰	鑿子所	A	3	天平宝字六年五月十七日	以撰	五 232	35 と同じ内容、期間・上日数修正
37	造石山院所解 申七月上日事	造東大寺司?	A	2	天平宝字六年七月二十五日	以撰	五 256	
38	石山院奉写大般若所撰	鑿子所	AC	3	天平宝字六年八月四日	以撰	五 260	35、36 と同じ内容
39	経所解 申上日事	造東大寺司?	A	2	天平宝字六年十二月三十日	以撰	五 309	
40	経所解 申上日事	造東大寺司?	A	2	天平宝字六年閏十二月二十九日	以撰	五 333	
41	造東大寺司告朔解	太政官	A	2	天平宝字七年正月三日	謹解	五 375	
42	経所解 申上日事	造東大寺司?	A	2	天平宝字七年二月三十日	以撰	五 385・399	
43	経所上日解	造東大寺司?	A	2	天平宝字七年六月三十日	以撰	五 448	
44	東大寺奉写経所上日注進文	造東大寺司?	A	2	天平宝字七年七月十三日	ナシ	五 452	
45	経所解 申七月上日事	造東大寺司?	A	2	天平宝字七年七月二十一日	ナシ	五 453	
46	造東大寺司上日解	太政官?	-	-	不明	-	五 465	告朔解か
47	経所並吉祥懺過所上日解案	造東大寺司?	A	2	天平宝字八年	以撰	五 468	一年間数か月の月別上日
48	造東大寺司移	内膳所	AC	3	天平神護元年正月十三日	以移	五 513	
49	造東大寺司移	左大舍人寮	AC	3	天平神護元年正月十三日	以移	五 513	
50	造東大寺司移	式部省	AC	3	天平神護元年正月十三日	以移	五 513	道鏡の宣により、奉写大般若経期間中の 上日と行事、十七1～3に再録
51	造東大寺司移	散位寮	AC	3	天平神護元年正月十三日	以移	五 513	
52	奉写一切経所解 申今月上日事	造東大寺司?	A	2	神護景雲四年九月二十九日	以撰	六 84	同年に司から所に戻される
53	写経司舍人等上日帳	-	A	2	天平十年閏七月二十九日	-	七 183	
54	経師上日帳	-	B	1	天平十一年八月二十九日	-	七 411～418	
55	経師上日帳	-	B	2	天平十一年九月	-	七 419	
56	写一切経所経師上日帳	-	B	3	不明	-	八 127	
57	経師等上日帳	-	ABC	1	天平勝宝元年八月	-	十 335・368	
58	経師上日帳	-	ABC	3	天平勝宝元年八月	-	十 640	
59	写書所解 申舍人等六月上日事	造東大寺司?	A	2	天平勝宝四年六月二十七日	ナシ	十二 312	
60	写書所解 申舍人等六月上日事	造東大寺司?	A	2	天平勝宝四年六月二十七日	ナシ	十二 314	59 の案文
61	経師校生徒渡上日案帳	-	B	1	天平勝宝五年七月	-	十二 363・375	
62	写経所経師以下上日帳	-	B	1	天平勝宝七歳七月	-	十三 105	
63	写経所経師以下上日帳	-	B	1	天平勝宝九歳七月	-	十三 202	
64	経師校生徒渡上日帳	-	B	1	天平宝字二年七月	-	十三 226	
65	造東寺司移	木屋坊	AC	3	不明(天平宝字二年七月二十九日?)	ナシ	十三 478	
66	造東寺司移	刑部省	AC	3	天平宝字二年八月十八日	故移	十三 486	
67	造東寺司移	刑部省	AC	3	天平宝字二年八月十八日	故移	十三 486	66 の案文、異筆で「不用」
68	造東大寺移	仁部省	AC	3	天平宝字二年十月二十六日	故移	十四 211	
69	東寺写経所解 申上日事	造東大寺司?	AC	3	天平宝字二年十一月一日	以撰	十四 212	
70	写書所解 申十月上日事	造東大寺司?	A	2	天平宝字二年十月二十八日	以撰	十四 213	
71	東寺写経所移	彈正台	AC	3	天平宝字二年十一月二日	以移	十四 219	
72	造東大寺司写経所移	節部省	AC	3	天平宝字二年十一月二日	以移	十四 220	
73	東大寺写経所移	左京職	AC	3	天平宝字二年十一月二日	以移	十四 221	

74	東寺写経所移	礼部省	AC	3	天平宝字二年十一月三日	以移	十四 221	
75	東寺写経所解 申今月上旬事	造東大寺司?	A	2	天平宝字二年十一月十八日	以解	十四 258	
76	写書所解 申十一月上旬事	造東大寺司?	A	2	天平宝字二年十一月二十九日	以解	十四 267	
77	造東寺司写経所移	文部省	AC	3	天平宝字三年七月十日	以移	十四 280	
78	経所牒	遺物所	A	3	天平宝字四年七月二十八日	故牒	十四 361	
79	写書所(解)	造東大寺司?	A	-	不明	ナシ	十四 362	
80	写書所解 申六月上旬事	造東大寺司?	A	2	不明	ナシ	十四 364	
81	経所解 申上日事	造東大寺司?	A	2	不明	以解	十四 364	
82	経所解 申二月上旬事	造東大寺司?	A	2	天平宝字四年二月二十九日	ナシ	十四 368	
83	東寺奉写経所解 申二月上旬事	造東大寺司?	A	2	天平宝字四年二月二十九日	以解	十四 368	
84	東寺写経所 申三月上旬事	造東大寺司?	A	2	不明	以解	十四 375	
85	東寺奉写経所解 申四月上旬事	造東大寺司?	A	2	天平宝字四年四月十七(六)日	以解	十四 383	
86	舍人等上日注文	-	B	3	天平宝字四年	-	十四 394	
87	東寺奉写経所解 申四月上旬事	造東大寺司?	A	2	天平宝字四年閏四月二十九日	ナシ	十四 395	
88	東寺奉写経所解 申五月上旬事	造東大寺司?	A	2	天平宝字四年五月二十九日	以解	十四 396	
89	東寺奉写経所解 申六月上旬事	造東大寺司?	A	2	天平宝字四年六月二十九日	以解	十四 405	
90	東寺奉写経所移	仁部省	A	3	天平宝字四年七月二十日	故移	十四 411	
91	経所牒	遺物所	A	3	天平宝字四年七月二十九日	故牒	十四 415	
92	奉写一切経所解 申上日并行事	造東大寺司?	AC	3	天平宝字五年五月九日	以解	十五 56	
93	奉写一切経所上日帳	-	A	-	不明	-	十五 132	
94	造石山寺所解 申上日事	造東大寺司?	A	2	天平宝字六年正月二十八日	以解	十五 145	
95	造石山寺所解 申(今月)上日事	造東大寺司?	A	2	天平宝字六年三月二十六日	以解	十五 175	
96	造石山寺所解 申(雑色人等)上日事	造東大寺司?	A	2	天平宝字六年四月二十七日	以解	十五 192	
97	造石山院所上日文案	不明	A	2	天平宝字六年四月二十七日	ナシ	十五 193	
98	奉写石山院大鑑(數)若所牒	石大舍人寮	A	2	天平宝字六年四月二十七日	以牒	十五 194	「未送」と注記
99	石山院奉写大般若所牒	堅子所	A	3	天平宝字六年五月十四日	以牒	十五 204	
100	石山院奉写大般若所牒	堅子所	A	3	天平宝字六年五月十七日	以牒	十五 209	99の案文
101	石山院牒	遺物所	A	3	天平宝字六年五月二十三日	ナシ	十五 211	
102	造石山院所解 申進上上日事	造東大寺司?	A	2	天平宝字六年五月二十七日	以解	十五 212	
103	造石山院所解 申六月上旬事	造東大寺司?	A	2	天平宝字六年六月二十七日	以解	十五 217	
104	造石山院所解 申七月上旬事	造東大寺司?	A	2	天平宝字六年七月二十五日	以解	十五 230	無送所八二人の注記
105	石山院奉写大般若所牒	堅子所	AC	3	天平宝字六年八月四日	以牒	十五 234	
106	石山院奉写大般若所解 申上日事	造東大寺司?	A	2	天平宝字六年九月三十日	以解	十五 245	
107	石山院奉写大般若所解 申十月上旬事	造東大寺司?	A	2	天平宝字六年十月二十八日	ナシ	十五 247	
108	勢多庄領解 申進上日事	造石山寺所?	A	3	天平宝字六年二月三十日	以解	十五 366	
109	奉写勅旨大般若経所移	文部省	AC	3	天平宝字六年九月二日	以移	十六 1	
110	奉写勅旨大般若経所移	左大舍人寮	AC	3	天平宝字六年九月二日	以移	十六 1	
111	奉写勅旨大般若経所移	散位寮	AC	3	天平宝字六年九月二日	以移	十六 2	

